



■ 労働条件通知 2019年4月改正事項 ■

労働基準法では、社員・パート等雇用のかたちに関わらず、全ての労働者に対して、労働条件の明示義務が定められています。

明示方法は、これまで書面の交付に限られていましたが、2019年4月1日からは、労働者が希望した場合に限り、FAXや電子メール、SNS等でも明示できるようになります。

- | | | |
|---|-----------------------|----------------|
| ① 労働契約の期間 | ② 有期労働契約の更新の基準 | ③ 就業場所・従事すべき業務 |
| ④ 始業・終業時刻、所定労働時間超えの労働の有無、休憩時間、休日、休暇、2交代制等に関する事項 | | |
| ⑤ 賃金の決定・計算・支払方法 | ⑥ 賃金の締切・支払時期、昇給に関する事項 | |
| ⑦ 退職（解雇を含む）に関する事項 | ⑧ その他（賞与、退職金等） | |

原則、上記項目は書面交付が必要ですが、「労働者の希望有り」「書面に印刷可能」の要件を満たすことで以下の方法も可能になりました。Eメール等を利用する場合でも、本文ではなく、ファイル添付による方法をお勧めします。

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① FAX | ② Eメールや、Yahoo!メール、Gmail等のWebメールサービス |
| ③ LINEやメッセージ等のSNSメッセージ機能等 | |

(注)・第三者に閲覧させることを目的としている労働者のブログや個人のホームページへの書き込みによる明示は認められません。

・労働者が本当に電子メール等による明示を希望したか、個別にかつ明示的に確認しましょう。

・本当に到達したか、労働者に確認しましょう。また、なるべく出力して保存するように、労働者に伝えましょう。

労働条件通知書の雛形はあおば事務所でも用意しています。記入の仕方含め、お気軽にご相談ください！

■ お知らせコーナー ■

<社会保険加入の顧問先様>

①社会保険の随時改定(いわゆる月変)・・・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め**固定的な給与(手当等)に変更**があった場合には、**該当した支払月の月末まで**にお知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

②賞与のご連絡・・・各人の賞与額、支給日をメール、FAXでご連絡をお願いします。

*支給がない場合も届出が必要ですので、ご連絡をお願いします。

③社会保険の算定(正式には定時決定)の手続き・・・6月号でもご案内致しましたが、当事務所より算定についてのお知らせをメールでお送りしております(顧問先様によっては郵送しております)。

まだ、返送いただいていない顧問先様は早急に返送くださいますようお願いいたします。不明な点がございましたら、あおば事務所までご相談ください。

■ 7月の記念日 ■

健康独立宣言の日(7月1日 記念日)・・・

無病息災を祈る日である「夏越の祓」の翌日で、1年の折り返しとなる日。「めざそう健康100歳現役」をスローガンとして健康について考え、健康な自らを作るという意識を広めることが目的とされているようです。

人間ドックの日(7月12日 記念日)・・・

1954年(昭和29年)のこの日、国立東京第一病院(現在の国立国際医療研究センター)で人間ドックが始められ、その3年後には全国の病院で次々に創設されたようです。初めは「短期入院精密身体検査」と堅苦しい呼び名であった人間ドックでしたが、この検査を報道した読売新聞の記事で「人間ドック」という巧みなネーミングがされたことから、やがてこの呼び方が定着したようです。「ドック」は船を修理・点検するためのドック(dock)に由来するようです。

昨今、企業においてもメンタルヘルスを始めとした健康について関心が高まっています。予防できることは早めの対策・準備をして暑い時期を乗り越えていきましょう！

■ あおば主催 実践講座ラインナップ ■

★人材採用の為に面接術(1day)

★アクティブブレインセミナー(基本2day)

■ハラスメント対策講座(90分から2時間)

■経営幹部、管理職研修(90分から2時間)

■若手社員研修(基本2時間)

○社内組織力強化研修(4時間)

○問題解決プログラム(基本2day)

○チームビルディング(2時間半)

○自主的改善案構築研修(2時間半)

おすすめ！！

組織活力をUPできる各種セミナーもご用意しています。また実施時間含めて内容もカスタマイズ可能です。お気軽にお問い合わせください。